

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 37 号

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第 4 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、次に掲げるサービスの用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する自動車税を免除する。</p> <p>(1) 介護保険法第 7 条第 11 項に規定する通所介護</p> <p>(2) 介護保険法第 7 条第 12 項に規定する通所リハビリテーション</p> <p>(3) 介護保険法第 7 条第 13 項に規定する短期入所生活介護</p> <p>(4) 介護保険法第 7 条第 14 項に規定する短期入所療養介護</p> <p>2 特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、次に掲げる事業の用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限るものとし、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税を免除する。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 8 項に規定する児童デイサービス事業</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第 6 条の 2 第 9 項に規定する児童短期入所事業</u></p> <p>(3) <u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条の 2 第 7 項に規定する身体障害者デイサービス事業</u></p> <p>(4) <u>身体障害者福祉法第 4 条の 2 第 8 項に規定する身体障害者短期</u></p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第 4 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、次に掲げるサービスの用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する自動車税を免除する。</p> <p>(1) 介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護</p> <p>(2) 介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション</p> <p>(3) 介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護</p> <p>(4) 介護保険法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護</p> <p><u>(5) 介護保険法第 8 条第 16 項に規定する認知症対応型通所介護</u></p> <p><u>(6) 介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護</u></p> <p><u>(7) 介護保険法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防通所リハビリテーション</u></p> <p><u>(8) 介護保険法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護</u></p> <p><u>(9) 介護保険法第 8 条の 2 第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護</u></p> <p><u>(10) 介護保険法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護</u></p> <p>2 特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、次に掲げるもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限るものとし、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税を免除する。</p> <p>(1) <u>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 79 条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち同法第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービスの用に供するもの</u></p> <p>(2) <u>障害者自立支援法第 79 条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所であって児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 2 項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に係るものの用に供するもの</u></p>

入所事業

(5) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第8項に規定する知的障害者デイサービス事業

(6) 知的障害者福祉法第4条第9項に規定する知的障害者短期入所事業

(7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業

(8) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業

(自動車取得税の課税免除)

第5条 [略]

2 [略]

3 特定非営利活動法人については、前条第2項各号に掲げる事業の用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。

(課税免除の申請手続)

第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあっては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から 20日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第104条第3項に規定する方法により納付する際に、自動車取得税の場合にあっては同条例第123条の2第2項又は第4項に規定する方法により納付する際にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局の長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

附 則

1～4 [略]

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業の用に供するもの

(4) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業の用に供するもの

(自動車取得税の課税免除)

第5条 [略]

2 [略]

3 特定非営利活動法人については、前条第2項各号に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。

(課税免除の申請手続)

第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあっては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から 60日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第104条第3項に規定する方法により納付する際に、自動車取得税の場合にあっては同条例第123条の2第2項又は第4項に規定する方法により納付する際にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局の長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

附 則

1～4 [略]

(障害者自立支援法の施行に伴う経過措置)

5 平成18年4月1日から障害者自立支援法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の前日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされる事業のうち同条第1項第6号に規定する障害者デイサービスの用に供するもの（専ら通所者の送迎の用に供するものに限るものとし、第4条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税を免除する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得について適用し、同日前の不動産の取得については、なお従前の例による。